

令和3年（行ウ）第7号

町議会議員懲罰処分取消等請求事件

原告 土屋 由希子

被告 湯河原町

準備書面（1）

2021年4月8日

横浜地方裁判所 第1民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆司

同 小沢 弘子

同 石崎 明人

同 伊藤 朝日太郎

同 武井 由起子

同 中村 晋輔

同 高橋 由美

同 馬込 竜彦

標記事件について、原告は下記のとおり主張を補充する。

本書面は答弁書に記載された被告の主張に対応するために準備されたものではないが、滞納者の個人情報を含む滞納者名簿が2011年以来町税等徴収対策強化特別委員会に配布され、かつ2012年5月まではその回収がなされたが同年11月以後は傍聴議員からのみ回収され、2015年7月以後は、傍聴議員を含む全議員に対し、持ち帰りを許容してきたという事実が、同委員会議事録の公開部分に明記されていること、などの歴史的経過を整理したものである。

すなわち、原告の発言が「秘密会の議事の口外」にあたるか否かということが、見解の相違の問題ではなく事実認定の問題であることを明らかにする目的で、本書面を先行的に提出する。

答弁書に対するその余の反論は追而提出する。ただし、滞納者名簿の議会への提供が、個人情報保護条例9条2項1号の「法令等の規定に基づく利用または提供」に該当し従って個人情報保護審査会への諮問を必要としない、旨の被告主張（答弁書20～21頁）は、あまりにも論外なので、本書面の「第3」で取り上げることとした。

記

第1 湯河原町議会に対する滞納者個人情報提供の歴史的経過

1 最初の提供

- (1) 湯河原町長が管理する町税等滞納者に関する個人情報が、町議会に対してはじめて提供されたのは、2000（平成12）年6月15日の総務文教常任委員会の場であった。
- (2) 同日の同常任委員会において、松野満委員から「500万円以上の滞納者一覧表の提出」要求があり、委員多数の賛成を得て「平成11年度高額滞納

者の状況についての資料」の提出が、委員会として町長に要求された。

また、この資料の審査を秘密会として行なうことも議決され、同日22分間にわたり秘密会が開催された。この秘密会には、委員9名（町議会の正副議長を含む）と総務部長以下3名の町税関係職員および議会事務職員2名のみが出席を許され、公開時の常任委に出席していた「傍聴議員」6名と、上記以外の町職員17名は、すべて退席を求められた。

(3) 秘密会が終了し公開状態に戻った委員会の冒頭で、松野満委員から、

「いま500万円以上の滞納者を見せていただきましたが、まだ他にも300万、400万の人もいますし、小田原市でもこのような形を取っていますし、湯河原町議会でも、ぜひ収納対策特別委員会というような形でもって、ぜひ議長にお願いして特別委員会を設置していただくことがいいと思います。」との提案があった。

この提案が委員会です承され、翌日の議会運営委員会で具体化されることとなった。(以上**甲23**)

(4) 2000（平成12）年6月16日に開催された議会運営委員会においては、向笠茂幸議長から、

「総務文教常任委員会の中で、滞納者に対する議会の姿勢を見せた方がいいということで、収納対策特別委員会を設置した方がいいという意見になりましたので、きょう議会運営委員会にお諮りすることになりました。よろしくをお願いします。」

との提案があり、同特別委員会の定員を10名とし、総務文教常任委員の7名（議長・副議長を除く）と、民生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長および湯河原町議会議長の計10名でこれを構成する旨を全員が了承した。(甲24)

(5) その後、同日の本会議において、「収納対策特別委員会」の設置が決議された。本会議における提案理由の説明（青木昭久議員）は、以下のとおりであった。

「平成11年度の町税等の収納状況は、景気低迷の影響を受け、引き続き厳しい状況であります。担当職員の努力により、数年来の収納率低下にやっと歯止めがかかってまいりました。

しかしながら、年々増え続ける滞納額は10億円を超え、これへの対応はますます難しくなっております。

よって、議会におきましても、町税等の収納対策について調査・検討をし、収納率向上に資するため、特別委員会の設置を提案するものでございます。」
上記提案に対する質疑はなく、全員の挙手賛成により決議は成立し、委員の選任も議会運営委員会が了承した内容で完了した。（甲25）

2 2000（平成12）年度における収納対策特別委員会の運営状況

(1) 上記の経緯によって設立された「収納対策特別委員会」は、2000（平成12）年7月10日から2001（平成13）年3月15日までの間、6回にわたる会合を開いた後その任務を終えた。

(2) 同特別委員会の具体的な審議状況は以下のとおりである。ただし、この特別委員会が秘密会として開催されたことは一度もなかった。

ア 2000年7月10日の第1回会合において、高額滞納者（町税、国民健康保険料、上下水道料金の滞納額合計額を基準とする）のランク別人数（同年5月末日現在）について、
500万円以上が47名、
500万円未満100万円以上が354名

と報告されたが、質疑は特になかった。

ただし、露木高信総務部長から

「いままで差押えについてはここ十何年やっていない」が「この500万円以上の47件については、早くて7月下旬、遅くとも8月上旬あたりから、最終的な差押え手続きになろうかと思えます」との方針が説明された。

イ その後、第2回（9月20日）、第3回（11月27日）、第4回（12月20日）、第5回（2001年1月26日）の各特別委員会における審議は、個人情報を含まない町税等収納状況の説明と、それにもとづく質疑に終始している。

第6回の会合（2001年3月15日）においては、固定資産税について非課税もしくは税率軽減の特例を適用された「該当者名簿」の説明が行なわれている（ただし、前述のとおり秘密会の決議はなされていない）。

（3）以上の経緯の後2001年3月19日の本会議において、同特別委員会の「任務終了」が全員一致により決定された。その際決定された特別委員長報告の趣旨は、

「本年2月末時点で、前年度を上回る収納率を確保するなど、収納率の向上に資することができました。さらに、21世紀に向けて収納対策の機能を充実してまいりました。よって所期の目的は達成されましたので、会議規則第73条の規定により、報告をいたします。」というものであった。

（以上の事実につき、争いがあれば関係議事録を書証として提出する。）

3 同時期の小田原市における滞納者対策

（1）上記「収納対策特別委員会」設置の契機となった2000（平成12）年6月15日の総務文教常任委員会における発言の中で、松野満委員は、前述

のとおり「小田原市でもこのような形を取っていますし…」と発言している（甲 2 3）。この言葉を文字どおり受取れば、小田原市においても滞納者の個人情報を議会に提供することが行なわれていたかのような誤解を招くが、事実は以下のとおりである。

（2）小田原市は 2 0 0 0（平成 1 2）年 3 月 2 4 日に「市税の滞納に対する特別措置に関する条例」を制定し、7 月 1 日にこれを施行した。（甲 2 6）

同条例の目的は、「市税を滞納し、かつ、納税について著しく誠実性を欠く者に対し、納税を促進するための特別措置を講じる」ことにあり（第 1 条）、「特別措置」の内容は、

- ①行政サービスの停止および許認可の拒否、ならびに
- ②滞納者の氏名、住所等の公表（第 6 条）である。

ただし、これらの「特別措置」は、法定の滞納処分手続に着手し（第 6 条）、更にあらかじめ小田原市市税滞納審査会の意見を聴取した後に、はじめて行うことができるものとされている（第 7 条）。

また実施に先立ち滞納者に対してあらかじめ特別措置の内容を通知し、弁明の機会を付与しなければならない（第 1 0 条）旨の、手続的制約を設けていた。

（3）すなわち小田原市の当該条例は、滞納者に対して通知をし、かつ弁明の機会を与えることなしにその個人情報を課税当局の外部に提供するものではない、という点で松野満委員の提案とは明らかに異質のものである。

従って「小田原市でもこのような形を取っています」という同常任委員会における松野満委員の前記発言は議論をミスリードするものであった。

（4）ちなみに、小田原市が上記条例に基づいて滞納者の氏名を公表した例は実際にはなく（甲 2 7、9 頁）、小田原市と同様の条例を制定している自治体

は、全国的に見ても他に11団体あるにとどまる（同、7頁）。

4 議会に対して滞納者の個人情報を提供することの違法性に関する町当局者の認識

(1) 前述(2の(3))のとおり、2001(平成13)年3月に収納対策特別委員会の任務が終了してから数年の間は、町税等滞納問題が議会で取り上げられることは特になかった。

しかし、2005(平成17)年1月14日の総務文教常任委員会において、上・下水道及び温泉使用料の未納状況に関する町当局の説明に関連して、同常任委員会の委員と総務部長との間で、以下の質疑応答があった。

(2) すなわち、二見康男委員が、徴収の強化を推進する観点から

「プライバシーに関することなので、個人名は出さないということですが、6年くらい前に秘密会で、名前を公表していくと決めた途端に、どっとお金が入って来た経緯があります。ですから行政課と相談してどうのこうのではなくて、個人情報の審議会というのものもあるわけですから、出せるか出せないか、そちらに一度諮っていただきたいと思います。」

と質問したのに対して、露木高信総務部長はつぎのとおり答弁している。

「個人名の公表につきましては、個人情報保護運営審議会に出しましても、たぶんだめだという結論が出ると思います。理由自体がはっきりした形でみとめられるような状況ではないということでございます。」(甲28)

(3) 二見委員の発言中の「6年くらい前の秘密会で名前を公表していくと決めた」との内容は、前記(1の(2))の事実を指すものであり、この場合「公表」とは議会に対する情報提供のことにほかならない。すなわち、滞納状況を改善する手段として滞納者の氏名を議会に提供するという方法を利用する

ことは、個人情報保護条例によって制約されるということを、町当局は認識していたわけである、

- (4) ちなみに、現行の湯河原町個人情報保護条例（**甲 19**）は、同名の旧条例（平成10年条例第10号）を、2005（平成17）年3月3日に廃止して制定されたものであるが、現行条例第9条（利用及び提供の制限）の規定の内容は、旧条例と同一である。

つまり、新旧条例とも、町長部局の保有する個人情報を町議会に対して提供するには、「提供することに相当な理由がある」かどうか、また提供の事実およびその目的を「本人に書面により通知」しなくてもよいかどうかという点について、個人情報保護審査会の意見を聴くことを義務づけている（第9条第1項第4号）。露木総務部長の前記答弁は、この規定の存在を念頭に置いてなされたものである。

5 今日まで連続する新たな特別委員会が設置された経緯

- (1) 露木総務部長の2005（平成17）年1月時点における前記答弁から6年余りの間は、滞納者の個人情報の「公表」あるいは議会への「提供」が議会において求められたことはなかった。

しかし、2010（平成22）年7月12日の総務文教・福祉常任委員会（2005年9月以降、従前の「総務文教常任委員会」から名称が変更された）において、徴収対策室長から次のような発言があった。

「議会の皆様のご理解・ご協力をいただきまして、7月1日から、新たな組織であります徴収対策室として徴収業務に当たっております。対応窓口の一元化を図り、滞納額を減らすことが、徴収対策室設置の趣旨・目的でございます。

つきましては、平成22年度収納状況を統括する意味を含めまして、来年の4月または5月ごろには、本委員会において、滞納者一覧をご提示させていただきたいと考えております。」

- (2) 上記経緯をうけて、翌2011（平成23）年7月15日の総務文教・福祉常任委員会において、徴収対策室副室長から「平成22年度町税収納状況について」の資料説明がなされ、引き続き収納率の向上に努めてまいりたい旨の発言があった。

これを受けて、村瀬公大委員から「さらに詳しく協議・審議していく上で、可能であれば、滞納者のリストを出していただきたい」との要求があり、委員全員の挙手により資料提出要求が決定されると共に秘密会への移行が議決された。

- (3) ただし、この日の常任委員会の秘密会は、2000（平成12）年の秘密会と比べて、退席を求められる議員、職員の範囲は著しく縮小された。すなわち2000年には退席を求められた傍聴議員（7名）は全員出席が認められ、町長以下30名（議会職員除く）の町職員のうち14名の出席が認められた。

なお、資料の配布・回収については議事録に記載はない。（以上、**甲29**）

- (4) 町税等徴収対策強化特別委員会の設置は、この日の常任委員会秘密会において、町当局から要望されたものと推認される。

そのことは、（常任委員会の議事録には記載がないが）同年8月25日の議会運営委員会における露木高信副町長（2009年7月に総務部長から昇進）の次の発言から推認される。

露木高信副町長「7月15日でございますけれども、総務文教・福祉常任委員会でもお願いしましたが、厳しい経済状況の中、収納率を向上させるた

めに、以前にも設置させていただきました、収納対策に関する特別委員会の設置をお願いできればと。

それから、7月15日過ぎで、7月下旬だったと思いますけれども、神奈川県の税徴収の執行者会議がございまして、主に住民税でございましてけれども、政令指定都市を含めまして県下で市町村最下位というようなことが出てきましたので、ここでぜひとも、よろしくお願ひしたいと思ひます。」

同日の議会運営委員会は、特別委員会の名称を「徴税等徴収対策強化特別委員会」とすること、委員の定数は8名とし、町議会議長がオブザーバーとして加わることを了承した。(以上、甲30)

(5) 町税等徴収対策強化特別委員会の設置は、2011(平成23)年10月5日の本会議において正式に議決された。

ちなみに地方自治法第109条第4項は、特別委員会の設置につき、「特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する」と定めている。

しかし、同特別委員会に対する付議事項は、

議会は、町税等徴収対策強化特別委員会に対し、つぎの事項を付託する

(1) 税等に関する事項

(2) 水道料金・温泉使用料に関する事項

という、全く漠然とした内容であった。(以上、甲31)

6 徴収対策強化特別委員会における審議の経緯

(1) 徴収対策強化特別委員会(以下、単に「特別委員会」という)は2011

(平成23)年10月5日から2020(令和2)年7月20日までの間に合計36回開催された(その後も存続)。このうち25回は秘密会の部分を含むものであった。

秘密会を含む特別委員会が開催された年月日、出席者、秘密会の所要時間、秘密会を議決する原因となった配布資料の種類は、**別表1**の一覧表記載のとおりである。

- (2) 一覧表記載の25回の秘密会のうち、①2011年12月7日と②2012年5月28日の2回だけは、町職員の一部（①につき33名中10名、②につき32名中9名）に対して退席が求められた。しかし、③2012.7.18以降今日までの特別委員会においては町職員に退席を求めることは全くなっている。

また委員以外の傍聴議員も、2011年7月15日の総務文教・福祉常任委員会の先例（8頁）と同様、秘密会への出席が認められて現在に至っている。

- (3) 秘密会が決議された理由は25回のうち23回については、委員会に配布される資料に町税等滞納者の名前など個人情報が含まれているから、というものである。

「例外」にあたる2回のうち、**別表1**の番号6（2013年5月27日の件）は、配布資料自体には個人情報がかく含まれないものの、「案件を審議するに当たっては、個人名等を出しての説明や質疑が考えられます」（小沢眞司委員長）という理由によるものであり、また番号9（2014年10月29日の件）は、韓国忠州市（湯河原町の友好都市）主催のマラソン大会参加者を湯河原町が募集したのに町税等の滞納者が応募した、という事実に関する説明を求める、というものであった。

- (4) それ以外の23回の秘密会の開催契機はいずれも委員会配布資料中に個人情報が含まれるから、という点で共通である。

別表1記載のとおり、個人情報が含まれる配布資料は次の4つに大別される。

- A 滞納繰越分滞納者の名簿
- B 特定（高額）滞納者と認定された者につきその納付状況を記載した資料
 - b 特定滞納者認定が取消された者のリスト
- C 不納欠損執行予定表
- D 搜索実施報告

(5) 前記 A は毎年度の出納閉鎖時に作成されるものを 1 回だけ配布するだけの場合もあるが、2012 年度、2017 年度のように複数回にわたって配布されることもある。

毎年度公表されている「滞納繰越分の状況について」と題する資料（最近のものが甲 3 2）から判るように、滞納繰越分の滞納者の数は 2000 人を超える。

従って、滞納者のリストは、コピー一点だけでも大変なボリュームになると推定される。

B の特定滞納者については滞納額の最低基準の設定如何によって左右されるが、仮に最近の「300 万円以上」の範囲（甲 3 2）で把握しただけでも 60 人以上に達する。そしてそれぞれの滞納者に関する情報の量は、A よりも多種・多量であると推定される。

不納欠損執行額（時効成立時による租税債権の消滅額）は、年によってばらつきがあるが、少ない年でも数千万円になるので、時効完成寸前の滞納者のリスト（C）も、相当なボリュームになる。

このように膨大な情報量を含む資料が配布されるにもかかわらず、別表 1 のとおり特別委員会の秘密会を開催時間はきわめて短いものがほとんどで、10 数分程度の例も多い。

このような短時間で滞納者の個人事情などを論議する余地があろう筈はなく、従って特別委員会に対し審議資料としてこれらの個人情報を提供する必要性そもそもどこにあるかは、はなはだ疑問である。

(6) 前述(5の(5))のとおり本会議の議決内容から特別委員会の設定目的を推測することは極めて困難であるが、設置直後の同特別委員会における質疑応答の中に、その目的を推測する手がかりが次のとおり存在した(甲23)。

すなわち、

ア 滞納者のリストの中に「116円の滞納」までを掲載する必要性を疑問とする議員の質問に対して露木高信副町長は、

「金額が小さいからと言って、放置すべきではなく今後も徴収を強化する意味があるので、1円以上すべて記載した」旨を答弁した。

イ 議員として具体的にどういう協力ができるのか、との質問に対して露木副町長は、「徴税が強化されると、滞納者から町に苦情が来たり、議員に対する『お願い』や『相談』が来ると思う。その時はよろしくお願いしたい」旨を答弁した。

ウ 資料に「音信不通」と記載されている滞納者の所在をたまたま議員が知っている場合に、町当局に通報してはいけないのか、との質問に対して露木副町長は、わが意を得たと言わんばかりに、以下のとおり答弁している。

「そのための、今回、秘密会をさせていただいたものですから、逆にそれが、その方がもしこの中に、不明者がこういうところにいますよということは、要は、同じ秘密会同士の間柄ですから、直接、例えば室長だったら室長の方に言うていただければ、行政側が調査しますので、それでそこに伺うというような形になります。そういった情報は、

ぜひともお願いします。」

(7) 露木副町長の上記のような期待に、その後の特別委員会が対応しているとなれば、それは、憲法第93条の定める「議事機関」としての議会の使命を逸脱し、町税等徴収機関の補助者として議会および議員が利用されていることに他ならない。

第2 滞納者リスト等の資料の配布および回収に関し、議事録で公表されている事実

1 秘密会配布資料の回収方法等について、特別委員会議事録には多数の記載がある

(1) 前述のとおり町税等徴収対策強化特別委員会は2011（平成23）年10月5日から、原告に対する懲罰の原因とされた2020（令和2）年7月20日までの間に36回開催されているが、このうち6回にわたる議事録の公開部分に、秘密会配布資料の回収に関する指示等が明瞭に記載されている。

(2) 秘密会配布資料の回収に関する指示等が明記されている議事録の日付は、以下のとおりである。

① 2012年2月29日（この特別委員会の審議自体は全部公開）

（甲34）

② 2012年5月28日（別表1の番号2の秘密会を含む）（甲35）

③ 同年11月6日（同4の秘密会を含む）（甲36）

④ 2013年2月21日（同5の秘密会を含む）（甲37）

⑤ 同年5月27日（同6の秘密会を含む）（甲38）

⑥ 2015年7月17日（同10の秘密会を含む）（甲20）

2 資料回収に関する特別委員会議事録の記載内容の詳細

(1) 前記6回の特別委員会における、資料の回収に関する具体的記述（委員長等の発言）の内容は、**別表2**の一覧表記載のとおりである。

なお番号6の記録の存在については、訴状14頁（および**甲8**、**甲20**）において既に言及した。

(2) 別表2によって明らかなどおり、特別委員会において資料回収が明示されたのは2013年5月27日（**甲38**）までの5回だけである。2015年7月17日の記録（**甲20**）は、資料の「回収」ではなく、むしろ議員各自が資料を持ち帰ることが原則であることを確認したものである。

また2012年5月および11月の特別委員会（**甲35**、**甲36**）における委員長の指示は資料回収を「傍聴議員」だけ行ない特別委員会の委員（議長を含む）からは資料を回収しないこと、すなわち自宅等への持ち帰りが認められていることを明らかにしたものである。

(3) 2014年3月3日以後の特別委員会においては、秘密会を開催し個人情報を含む資料が配布されたことは**別表1**記載のとおり明らかであるが、その回収に関する記録は（⑥2015年7月17日を唯一の例外として）今日まで全くない。

そのことは、配布資料が回収されることなく、傍聴議員を含む全出席議員による持ち帰りに委ねられていたこと、すなわち配布後は各議員の「私物」扱いとなっていたことを推認させる。

「秘密会資料を回収していない」ということは、公開されている議事録およびそれによって推認される事実であり、その事実を指摘することが、特別委員会秘密会の「秘密性」確保の要請をなんら損うものではないことは明白である。

第3 滞納者名簿を議会に提供するための要件

1 被告の主張

- (1) 被告は、滞納者名簿の個人情報を町長が町議会に提供する行為は、個人情報保護条例第9条第2項第1号に定める「法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき」に該当し、従って同項第4号とは違って個人情報保護審査会の意見を聴く必要はない、と主張する（20頁）。
- (2) 被告の主張によれば、地方自治法第98条の定める議会の書類等検査権ないし同法第109第4項の定める特別委員会の審査権という一般条項が、個人情報保護条例第9条第2項第1号の「法令等の規定」にあたる、というのである。

2 被告主張の誤り

- (1) このような被告主張が失当であることは昭和49年の自治省総務局長通知（甲16）によって明らかである。

同通知は、「滞納者名及び滞納額の一覧」を議会に開示することの適否に関する自治省の見解を示したものである。それによれば「議会の審議の場においてその開示を求められた場合においても、原則として開示すべきではないものであり、議会から地方自治法第100条等の規定に基づきその開示を求められた場合においては、議会の審議における必要性和納税者等の利益の保護・行政の円滑な運営確保の必要性等とを総合的に勘案した結果その要請に応ずべきものと判断したときを除き、開示すべきでないものである」とされている。
- (2) 被告の主張のように、地方自治法の一般的規定が議会による個人情報開示請求の当然の根拠になるものであれば、上記自治省通知が「議会の審議の場においてその開示を求められた場合においても、原則として開示すべきもの

ではない」などと指摘するわけがない。

- (3) ちなみに、湯河原町と同様の個人情報保護条例を有する神奈川県横須賀市においては、滞納者の個人情報を、同じ市長部局内の納税課と健康保険課などが共有することでさえ、第9条第1項第4号に基づく目的外利用として、同市個人情報保護運営審議会に諮問し、その答申を得た上で行なっている(甲39-1~4)。

- 3 前述(第1の4)のとおり、既に2005(平成17)年の段階で町の当局者は、滞納者情報の議会への提供について、個人情報保護審査会では「たぶんだめだ」という結論が出るとおもいます」と認識しており、議会側もこれについて異議を述べていない。

すなわち町当局はこの情報提供が本来個人情報保護審査会への諮問を経由しなければ正当化されないこと、および審査会の支持は得られないであろうことを十分承知しながら、脱法的な情報提供を10年の長きにわたって継続して来たのである。

このような自治体・議会は他には例がないと思われる。

被告は、個人情報保護条例の正しい解釈に立ち帰ることによって、全国に類例のないこの違法な慣行をすみやかに是正すべきである。

以上

町税等徴収対策強化特別委員会における秘密会の開催状況

番号	年月日	出席者			秘密会の 所要時間	秘密会の契機と なった個人情報記載資料
		委員	傍聴議員	町職員		
1	2011.12.7	9	4	33	25分	A
2	2012.5.28	8	4	32	30分	A
3	7.18	8	5	27	55分	A,B,C
4	11.6	8	5	28	50分	A
5	2013.2.21	8	4	26	73分	A
6	5.27	8	4	28	30分	(資料自体は個人情報含まず)
7	2014.3.3	8	5	28	17分	B
8	7.28	7	3	28	28分	A
9	10.29	8	3	27	33分	(資料自体は個人情報含まず)
10	2015.7.17	7	2	26	21分	A
11	11.16	7	4	24	47分	b,C
12	2016.3.16	7	4	27	47分	B
13	7.19	9	3	28	26分	A
14	11.21	9	3	29	26分	C
15	2017.3.8	9	3	27	21分	B,C
16	7.24	9	5	27	20分	A
17	12.7	9	3	25	57分	A,C
18	2018.3.26	9	3	23	26分	C
19	7.18	9	4	25	15分	A
20	11.27	9	3	24	63分	b,C
21	2019.2.25	8	4	27	21分	C
22	7.23	9	4	31	21分	A
23	12.2	9	3	31	159分	C,D
24	2020.2.21	9	3	27	17分	D
25	7.20	9	5	18	33分	A

- 注：「委員」には正副議長が含まれる
「町職員」には書記（議会事務局）を含まない
：資料欄の略号の意味は以下のとおり
A 滞納繰越分滞納者の名簿
B 特定（高額）滞納者の認定資料
b 特定滞納者認定取り消しに関する資料
C 不納欠損執行予定表
D 搜索実施報告

町税等徴収対策強化特別委員会の議事録中、
秘密会配布資料に言及した記録の一覧表

番号	委員会開催年月日	議事録 該当箇所 〔本文〕頁)	発言者	発言の内容

1	2012.2.29	甲 34、10 頁	松野満委員 室伏友三委員長	(4回におたる委員会で) いままで配布された資料には個人名が入っているものもあるので全部回収した方がいい。 自宅へ持ち帰っている人もいるから、3月2日の本会議前に持参してほしい。
2	5.28	甲 35、4 頁	小澤眞司委員長	それでは、傍聴議員の資料回収をお願いいたします。 (「資料回収」との記載あり) 資料回収が終了しましたので、秘密会を終わります。
3	11.6	甲 36、5 頁	小澤眞司委員長	資料回収をお願いいたします。 (「資料回収」との記載あり) それでは傍聴議員の資料の回収は終わりましたね。では特別委員会を閉会いたします。
4	2013.2.21	甲 37、3 頁	小澤眞司委員長	資料回収をお願いいたします。 (「資料回収」との記載あり) 回収は終わりましたか。最後に… (以下略)
5	5.27	甲 38、3 頁	小澤眞司委員長	それでは資料の回収をお願いいたします
6	2015.7.17	甲 20、4 頁	川口かやみ 徴収対策課長	本日お配りしました、こちらの資料につきましては、冒頭、副委員長の方から、各自で保管ということをお願いしましたが、ご自宅に持って帰ることや保管が難しい方につきましては、そのまま置いておいていただければ、当課の方で保管いたします。